

1 東京都震災復興マニュアルの概要

- 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、震災復興対策についてあらかじめ定めておくため、平成9年に都市復興マニュアルを、平成10年に生活復興マニュアルを策定
- 平成15年3月、両マニュアルを、都民向けの「復興プロセス編」と行政担当者向けの「復興施策編」に再編

ア 復興プロセス編（都民一般向け）

- 多くの都民や団体が協働し連携して取り組む「地域協働復興」を提示
- 住民主体の復興を進めるための仕組み等を示し、併せて、復興のプロセスを明らかにしている。

イ 復興施策編（行政職員向け）

- 行政が行うべき施策や事業の具体的な時期・手続き等について、分野別に整理
- 行政のとるべき行動や必要な事業についてのチェックリストや、復興事務遂行上の手引書として活用

＜復興プロセス編 構成＞

- 第1章 復興の基本的な考え方
- 第2章 復興プロセス
- 第3章 分野別の復興プロセス

＜復興施策編 構成＞

- 第1章 復興体制の構築（復興本部の設置、震災復興計画等の策定等）
- 第2章 都市の復興（建築制限、都市復興基本計画等）
- 第3章 住宅の復興（応急的な住宅の整備、公的住宅供給等）
- 第4章 暮らしの復興（医療機関の機能回復、生活支援等）
- 第5章 産業の復興（中小企業・農林水産業への支援、事業所への雇用維持要請等）

2 修正の視点

復興プロセス編については策定以降の、復興施策編については最終修正の平成19年以降の法整備等や各種災害対応の経験、新たな取組等の内容を反映させ、震災復興への備えを万全のものとする。

3 主な修正点

（1）東日本大震災を契機に整備された法令等の反映

ア 「災害対策基本法」改正（平成24年6月等）

- 行政とボランティアとの連携につき規定されたことを踏まえ、地域力を活かして復興を進める住民組織である「地域復興協議会^{※1}」を支援する協力主体として「ボランティア」を追加＜プ＞P5
- 法改正により区市町村が作成できることとなった被災者台帳^{※2}の情報を必要なものに限り収集し、都の復興施策に活用することにつき記載＜施＞P90

イ 「大規模災害からの復興に関する法律」制定（平成25年6月）

- 復興に係る方針等が制度化されたのを踏まえ、法の規定に基づき都において方針を定める場合の手順につき記載＜施＞P102
- 大規模災害等を受けた区市町村から要請がありその必要があると認める場合には、都が都市計画決定手続を代行することが可能となったことにつき記載＜施＞P277

ウ 「大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法」制定（平成25年6月）

- 新たに制度化された「被災地短期借地権^{※3}」を、本格復興までの一時的な生活の場の確保のために活用することにつき記載＜プ＞P20、＜施＞P234

（2）東日本大震災や大島町土砂災害等での対応経験の反映

- 広域避難者^{※4}に対し、的確な情報提供等により生活再建支援を行うことを記載＜プ＞P45、＜施＞P152
- 東日本大震災など他県での震災対応例を参考に平成24年度に仕組みを構築した、東京都災害ボランティアセンターの活動につき記載＜プ＞P49、＜施＞P175
- 応急仮設住宅等の確保方法につき、公的住宅等の空き住戸活用や民間賃貸住宅借上げの場合の手順を定めるとともに他の道府県での確保についても記載＜プ＞P31、＜施＞P322
- 区市町村による被害状況把握に時間を要する際にも早期に応急仮設住宅等の供給を行えるよう、発災後2週間以内に「応急仮設住宅等供給方針（暫定）」を策定することにつき、記載＜施＞P306
- 都市イメージを回復し、観光客等の誘致へとつなげるため、観光復興キャンペーン等を開催することにつき記載＜プ＞P39、＜施＞P512
- 農林水産業の被害状況把握や、農林水産業への国の災害復旧事業等の導入に関する検討等につき記載＜プ＞P43、＜施＞P515

※1 地域復興協議会

住民が主体的に参画し、地域力を生かして復興に取り組む母体となる組織のこと。東京都震災対策条例で規定している「復興市民組織」に相当。

※2 被災者台帳

支援状況、配慮事項等、被災者に関する情報を一元的に集約し、区市町村が作成する台帳。被災者支援の「漏れ」や「重複」をなくすることが目的。被災者援護に必要な限度で台帳情報を利用する地方公共団体には被災者台帳の情報を提供することも可能。

※3 被災地短期借地権

法に基づき指定された地区に所在する土地に設定することができる借地権。存続期間が5年以下であり、更新がないなどの特徴がある。

※4 災害復興まちづくり支援機構

各種専門士業団体が連携し、災害復興に関する様々な支援活動を行っている団体。

※5 居住支援協議会

住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、被災者等）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が住宅情報の提供等の支援策を実施する組織。

主な掲載頁 <プ>：復興プロセス編 <施>：復興施策編

（3）新たな取組等の反映

- 災害復興まちづくり支援機構^{※4}を構成する専門家職能団体と平成18年度に締結した協定（地域復興協議会への専門家派遣等）につき記載＜プ＞P15、＜施＞P175
- り災証明書発行や被災者台帳作成を迅速に行えるシステムの、区市町村への導入促進につき記載＜プ＞P8 <施>P90
- 平成20年度に作成した「区市町村震災復興標準マニュアル」、平成27年度に作成した「市街地の事前復興の手引」により区市町村での取組を支援することにつき記載＜プ＞P14
- 居住支援協議会^{※5}への活動支援による、応急仮設住宅等入居者の民間賃貸住宅への移行促進につき記載＜プ＞P38、＜施＞P349